

議案第 76 号

桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例案

桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例

桐生市市営住宅条例(平成 17 年桐生市条例第 58 号)の一部を次のように改正する。
第 48 条第 1 項第 3 号中「第 2 条第 10 号の」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、この号における収入については、令第 1 条第 3 号イからホまでに規定する控除は適用しないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 76 号 桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例案

定住促進住宅に若年層や子育て世代の方がより入居しやすくなるように、定住促進住宅の入居要件の一つである収入要件を改めようとするものです。